第三十五条第三項、第三十六条、第三十八条	委任市町村長	
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあっては、当該市に属する区）
	当該委任市町村長	当該委任市長
第四十九条第一項	市町村	市
附則第三条	住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
	住所地市町村長）	住所地市長）
	市町村が	市が
別記様式第一	交付地市町村長名	交付地区長名
別記様式第二	交付地市町村長名	交付地市長名

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（住民基本台帳法施行規則の一部改正）

第二条　住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（本人確認情報を利用することができる事務） **第二十一条の二**　法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 一　番号利用法第八条第二項に規定する事務 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十八年総務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項、第三十六条、第三十八条	委任市町村長	
第三十七条第一項	委任市町村長の統括する市町村	委任市長の統括する市（通知カードに係る事務にあっては、当該市に属する区）
	当該委任市町村長	当該委任市長
［項を加える。］		
附則第三条	住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
	住所地市町村長）	住所地市長）
	市町村が	市が
別記様式第一	交付地市町村長名	交付地区長名
別記様式第二	交付地市町村長名	交付地市長名